

## コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

No.	項目	コメントの概要	金融庁の考え方
<b>▼ 統括管理者</b>			
1	「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」Ⅱ-3-1-3-1-2(1)①	管理職レベルのテロ資金供与及びマネー・ロンダリング対策のコンプライアンス担当者など、犯収法第11条第3号の規定による統括管理者として、適切な者を選任・配置することとなっています。犯収法第11条第3号においては、取引時確認等の措置の的確な実施のために必要な監査その他の業務を統括管理する者の選任と規定されていることから、統括管理者が配置されていない場合には、法令違反となるのですか。また、必要な監査その他の業務を統括管理する者の選任とは、ミドルオフィスのコンプライアンス担当者およびオーデイトの内部監査担当者からそれぞれ選任することになるのでしょうか。例えば、営業店がフロントオフィスであれば、コンプライアンス統括部門の担当者がミドルオフィスとしてチェックし、それをオーデイトである内部監査部門の担当者が監査を行うものと考えられ、統括管理者は合わせて2名となるのですか。	統括管理者の選任は努力義務であるため、選任されていないことをもって直ちに法令違反となるものではありませんが、その選任に努めていただく必要があります。また、統括管理者については、特定事業者の規模や内部の組織構成により様々な者が想定されるとともに、その選任は、必ずしも一の特定事業者に一人に限るものではなく、例えば、部門ごとに統括管理者を選任することも有り得ると考えています。
2	「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」Ⅱ-3-1-3-1-2(1)①	「犯収法第11条第3号の規定による統括管理者として、適切な者を選任・配置すること。」については、一元的な管理態勢の下に、法務部門等の管理職レベルの担当者を配置するものでしょうか。それとも、コルレス契約に係る部門においては、外国為替取扱部署の管理職レベルの統括管理者を配置し、その他コルレス契約に係らない部門においては、テロ資金供与及びマネー・ロンダリング対策に係る管理職レベルの統括管理者を配置するなどして、規程類等に文書化して責任分担を明確化すればよいのでしょうか。	統括管理者については、特定事業者の規模や内部の組織構成により様々な者が想定されるとともに、その選任は、必ずしも一の特定事業者に一人に限るものではなく、例えば、部門ごとに統括管理者を選任することも有り得ると考えています。したがって、ご質問にあるいずれの手法によることも可能です。
3	「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」Ⅱ-3-1-3-1-2(1)①	「犯収法第11条第3号の規定による統括管理者」(以下、「統括責任者」という)について、現行実務では、改正前監督指針Ⅱ-3-1-3-1-2(1)⑥に基づき、取引時確認や疑わしい取引の届出を含めた顧客管理を的確に行うため、「管理職レベルのテロ資金供与及びマネー・ロンダリング対策のコンプライアンス担当者」(以下、「コンプライアンス担当者」という)を配置している。改正犯収法施行後は、当該コンプライアンス担当者を統括責任者として選任・配置すればよいとの理解でよいか、確認したい。	統括管理者については、少なくとも取引時確認等の措置の的確な実施のために必要な業務を統括できる者である必要があり、例えば、取引時確認等の措置について一定の経験や知識を有しつつ、一方で実際に取引に従事する者よりも上位の地位にあり、かつ、一定程度、独立した立場で業務を統括管理できる者が想定されますが、改正前の監督指針の趣旨に沿って選任されたコンプライアンス担当者であれば、通常、犯収法上の統括管理者になりうるものと考えています。
4	「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」Ⅲ-2-6(1)②へ	「管理職レベルのテロ資金供与及びマネー・ロンダリング対策のコンプライアンス担当者など、統括管理者として適切な者を選任・配置しているか。」とあるが、本規定で求められるのはマネー・ロンダリング対策において適切に判断ができる責任者であればよく、管理職者(主に組織における人事上の権限を有する者など)である必要はないと考えるので、「管理職レベルの」を削除するなどして、趣旨を明確にさせていただきたい。	管理職レベルのコンプライアンス担当者は、あくまで統括管理者の一例として記載したものであり、ご指摘の管理職者を含め必ずしも管理職に限定されるものではありませんが、少なくとも取引時確認等の措置の的確な実施のために必要な業務を統括管理できる者である必要があり、また、統括管理者のクラスについては、特定事業者の規模や内部の組織構成により様々な者が想定され、一律に基準があるものではありません。
5	「貸金業者向けの総合的な監督指針」Ⅱ-2-5(1)①イ	「管理職レベルのテロ資金供与及びマネー・ロンダリング対策のコンプライアンス担当者など、犯収法第11条第3号の規定による統括管理者として、適切な者を選任・配置するよう努めているか。」とあるが、犯収法においては、選任についてのみ規定しているので平仄をあわせた方がよいのか。統括管理者が選任・配置されていなくても、統括管理者に相当する者が疑わしい取引がどうかを確認する場合も想定されていると思われる。	統括管理者が選任された場合、通常、何らかの形で配置が行われるものと考えております。その選任・配置がなされていなくとも、統括管理者に相当する者が疑わしい取引かどうかを確認する場合も想定されていることは、ご理解のとおりです。
<b>▼ 特定事業者作成書面等</b>			
6	「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」Ⅱ-3-1-3-1-2(1)②ロ	「特定事業者作成書面等」について、改正犯収法施行後に逐次作成すればよいとの理解でよいか、確認したい。	特定事業者作成書面等の作成時期については特段の定めはなく、ご質問のような対応も考えられます。なお、「逐次」の意味合いが不明確ですが、作成に努めていないと評価される場合には不適切と判断されることもあります。

No.	項目	コメントの概要	金融庁の考え方
7	「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」Ⅲ-2-6(1)①	「特定事業者作成書面等」の作成は、金融商品取引業者のうち、実際に顧客口座を開設し、顧客より金銭等の預託を受ける業者にのみ義務付けられるものであると理解している。顧客口座の開設・金銭の預託は行わない投資運用業者（投資信託委託及び投資一任）は、「特定事業者作成書面等」の作成義務はないと理解して宜しいか。	犯収法上の特定事業者である金融商品取引業者（金商法第2条第9項）は、すべて特定事業者作成書面等の作成につき努力義務を負うこととなります。 なお、監督指針においては、努力義務の事項を含めて、犯収法で求められている事項を実施するに当たり、どのような態勢整備を行っているか、と態勢面に着目した着眼点としています。
8	「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」Ⅲ-2-6(1)①	「特定事業者作成書面等」につき「定期的に見直す」とされているが、犯収法施行規則第32条第1項第1号では「必要に応じて、見直しを行い、必要な変更を加える」とされていることから、それに合わせて頂きたい。	特定事業者作成書面等の見直しについては、毎年、国家公安委員会が作成・公表する犯罪収益移転危険度調査書を勘案し、定期的に行うよう態勢整備を図る必要があるものと考えています。具体的にどのような頻度で行うかについては、各特定事業者において、取引のリスクの程度、取引の態様等を踏まえ、合理的に判断されるものと考えています。
9	「貸金業者向けの総合的な監督指針」Ⅱ-2-5(1)①口. a.	「特定事業者作成書面等」について、以下のことについてご教示いただきたい。 ①必要記載事項につき具体的に例示していただきたい。 ②事業者の業態ごとに作成することも許容されるか。 ③この規定は努力規定とされているが、監督指針上、作成しないことによりペナルティは課されるか。	①特定事業者作成書面等には、各特定事業者において、自らが行う取引についてのマネー・ローンダリングのリスクを評価したものを記載することとされています。具体的には、国家公安委員会が公表する犯罪収益移転危険度調査書の関係部分を基に、必要に応じて各事業者特有のリスク要因を加味したものを作成することが想定されますが、その記載内容等については、特定事業者の業態、業務、規模、取引のリスク等に応じて、特定事業者において個別に判断されるものと考えています。 ②同一業態であっても、事業者によって顧客層等が異なる場合もあることから、特定事業者作成書面等は、個々の特定事業者が作成するものであり、業態ごとに作成するものではないと考えています。 ③作成しないことのみをもってペナルティが課されるものではありませんが、その作成に努めていただく必要があり、監督指針では、その点を含めた態勢が整備されているかという着眼点を定めております。
10	「事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係 7 不動産特定共同事業関係」7-6(1)①口	特定事業者作成書面については、不動産特定共同事業者が求められるレベルを超えた内容を必要とされる場合、業務負担が重く、対応困難ではないか。 具体的には、 ・特定事業者作成書面等の定期的見直し（犯収法では必要に応じて見直すこととなっているため、それに合わせて頂きたい） ・不動産特定共同事業の許可業者ではあるものの、現在は、不動産特定共同事業を行っていない業者の作成義務（宅建業者としての作成義務に重ねて求められるのか） ・当該書面の内容を勘案した、確認記録及び取引記録の継続的精査（出資金償還後も必要か） ・反社チェックに加え、テロ資金供与、マネーローンダリング等の危険性の程度が高いと認められる取引（高リスク取引）かどうかの確認作業。	特定事業者作成書面等の見直しについては、毎年、国家公安委員会が作成・公表する犯罪収益移転危険度調査書を勘案し、定期的に行うよう態勢整備を図る必要があるものと考えています。具体的にどのような頻度で行うかについては、各特定事業者において、取引のリスクの程度、取引の態様等を踏まえ、合理的に判断されるものと考えています。 特定事業者作成書面等は、各特定事業者において、自らが行う取引についてマネー・ローンダリング等のリスクを評価したものを記載することとされていますので、実際行っていない取引については対象外と考えています。 特定事業者作成書面等の内容を勘案して行う確認記録等の継続的精査については、特定事業者の業態、業務、規模、取引のリスク等に応じて、特定事業者において合理的に判断されるものと考えています。なお、不特契約自体が終了した投資家に係る確認記録等の継続的精査は基本的に必要ないと考えていますが、他の投資家との取引が継続する場合には、当該投資家に係る確認記録等の継続的精査に努めていただく必要があると考えています。 高リスク取引該当性の確認については、規則第32条第1項第4号、同項第5号等の措置の前提として確認していただく必要があると考えています。

No.	項目	コメントの概要	金融庁の考え方
<b>▼ 確認記録及び取引記録等の継続的精査</b>			
11	「貸金業者向けの総合的な監督指針」 II-2-5(1)①口. b.	<p>「確認記録及び取引記録等について継続的に精査すること」について、具体例として以下①、②の対応が一つの方法であると考えが妥当か。また、精査とは、検証やモニタリングを意味するものと理解するが妥当か。</p> <p>①確認記録の精査の観点からは、取引時確認済みの顧客との新たな取引の際に、保存している記録との整合性を確認すること、顧客情報に変更があると疑われるような取引が発生していないか継続的に確認し、発見した場合は新たに調査すること(例えば、反社情報、テロリスト情報、外国PEPs情報等を既存顧客に対してスクリーニングを行う)</p> <p>②取引記録等の精査の観点からは取引について、例えば疑わしい点や、全顧客の取引に比べて、異常な取引、新たなマネロンの手口など、特定事業者作成書面に定める内容を確認するために、一定の閾値等を定め、事後的に取引の内容調査・傾向等の分析をしたりヒアリングを行うこと。また、確認記録・取引記録等の精査は、顧客との取引の都度、精査するのではなく、新たな情報を得た場合に全ての顧客と照合したり、定期的な既存顧客のスクリーニングを行うこと。</p>	<p>①のような方法も、手法の一つとして認められますが、顧客情報に変更がある場合に新たな調査を行うことは、規則第32条第1項第2号の必要な情報の収集と位置づけられるものと考えられます。</p> <p>精査については、対象を無作為に抽出するサンプリングチェックでは取引時確認等の措置を的確に実施するには不十分であると考えられますが、②の趣旨が、一定の敷居値等に基づき異常な取引等を抽出し、事後的に当該抽出された取引の分析を行うことであれば、手法の一つとして考えられると思われま。精査の頻度については、一律に定められるものではなく、各特定事業者が取引のリスクの程度、取引の態様等を踏まえ、合理的に判断される範囲で行われるものと考えています。</p> <p>精査とは、検証やモニタリングという意味合いでご理解頂いて結構です。</p>
<b>▼ 高リスク取引の際の統括管理者の承認、必要な情報の収集・整理・分析等</b>			
12	「主要行等向けの総合的な監督指針」 III-3-1-3-1-2(1)②	<p>警察庁の「犯罪収益移転危険度調査書」では、非居住者は“危険性が高い(高リスク)”とされているが、外資系の場合は、非居住者顧客であっても、現地の僚店が必ず面談するのが一般的であるため、必ずしも全ての非居住者顧客が高リスクであるわけではないと考えられる。</p> <p>したがって、非居住者顧客については、リスクの度合いに幾つかの段階が有り得るため、スコアリング・モデルなどの活用によって、リスクの程度を判別し、判別結果に基づいて、必要に応じて“統括管理者”による確認・承認が必要、とすることを考えているが、差し支えないか。</p>	問題ありません。
13	「貸金業者向けの総合的な監督指針」 II-2-5(1)①口. c.	<p>犯収法施行規則第32条第1項第4号は「当該取引を行うに際して」について規定しているが、同項第5号は「情報の収集、整理及び分析を行ったときは」について規定しており、異なる場面のことを規定していると思われる。よって書き振りについて施行規則の内容と平仄をあわせた方がいいのではないか。</p>	<p>「情報の収集・分析を行った結果を記載した書面等を作成し、確認記録又は取引記録等と共に保存すること」に努めているか否かは、情報の収集、整理及び分析が行われた場合の着眼点を示したものであり、原案のとおりとさせていただきます。</p>
14	「貸金業者向けの総合的な監督指針」 II-2-5(1)①口. c.	<p>「(略)マネー・ローンダリング等の危険性の程度が高いと認められる取引(以下「高リスク取引」という。)を行う際には、統括管理者が承認を行い、また、情報の収集・分析を行った結果を記載した書面等を作成し、確認記録又は取引記録等と共に保存すること。」とあるが、例えば、顧客を識別できるようにするとともに、別途作成した記録を保存して検索可能な状態にしておくことも「共に保存すること」に含まれると解していないか。</p>	ご理解のとおりで結構です。
<b>▼ 法人顧客との取引における実質的支配者の確認</b>			
15	「貸金業者向けの総合的な監督指針」 II-2-5(1)①ホ.	<p>「法人顧客との取引」とされているが、「法人顧客との特定取引」とすべきではないか。</p>	<p>「法人顧客との取引」は、基本的には特定取引を指すものですが、犯収法第4条第2項による厳格な取引時確認を行う場合には、特定取引でない場合も含まれることから、原案のとおりとさせていただきます。</p>
16	「貸金業者向けの総合的な監督指針」 II-2-5(1)①ホ.	<p>改正犯収法命令案のパブリックコメント手続き等において、「実質的支配者に関する情報については、顧客等の代表者等からの申告によるものとなりますが、特定事業者の知識、経験及びその保有するデータベース等に照らして合理的ではないと認められる者を実質的支配者として申告している場合には、正確な申告を促す必要はあると考えます。」とあるが、「合理的ではないと認められる者」であると判断するその根拠及び具体例とはどのようなものを想定しているのか。具体的に例示していただきたい。</p>	<p>判断の根拠となるものは様々なものがあり得ますが、例えば、架空の人物であることが明らかな者を申告する場合や、特定事業者が当該法人の勘定科目内説明細書の提出を受けている場合に、実質的支配者として申告された大口債権者が当該書類に記載されていない場合などが考えられます。</p>

No.	項目	コメントの概要	金融庁の考え方
17	「貸金業者向けの総合的な監督指針」II-2-5(1)①木	<p>法人顧客との取引における実質的支配者の確認が明確化されていますが、同監督指針II-2-6(反社会的勢力による被害の防止)の事前審査、事後検証の対象は「取引先」としか記載されていません。(II-2-6(1)②イ)</p> <p>改正犯収法及び「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」の趣旨を鑑みると、今回の改正と併せて上記事前審査、事後検証の対象に法人の実質的な支配者が含まれる旨を明記すべきではないでしょうか。</p>	<p>犯収法に基づき実質的支配者の確認がなされた場合、通常はその実質的支配者の反社該当性の確認もなされるものと考えていますが、実質的支配者の確認対象となる「顧客等」に当たらない「取引先」も考えられることや、犯収法上の実質的支配者以外の観点から「取引先」の反社該当性の確認をすることも考えられることから、ご指摘のような改正は現在予定しておりません。</p>
▼ 外国PEPs、特定国等			
18	「主要行等向けの総合的な監督指針」III-3-1-3-1-2(2)	<p>日本国内に居る外国PEPsに係る情報収集については、当該国の政教分離状況や権威の由来が我が国とは異なるため、政党・政治団体や宗教法人との関係の有無などを聴取・入手しないこと、外国PEPsに該当するか否かの判別が困難な場合がある。しかし、個人情報保護法に照らすと、これらの中には“機微情報”に当たるものもあり、聴取・入手が困難であることも懸念される。この場合には、あくまでも個人情報保護法に抵触しない範囲内で聴取・入手し、それに基づいてPEPs該当性を判断することで差し支えないか。</p>	<p>犯収法上の外国PEPsとは、犯収法施行令第12条第3項各号及び犯収法施行規則第15条各号に掲げる外国の元首及び外国政府等において重要な地位を占める者等を指すものであり、ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、仮に、顧客等がこれらへ該当することを確認するにあたり、他の法令の規定に抵触する場合には、当該規定に抵触しない範囲で確認を行うことで問題ありません。</p>
19	「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」II-3-1-3-1-2(2)	<p>現状、金融機関は、取引(特定取引、高リスク取引等)の際、一律に全ての顧客から国籍を取得しているものではなく、確認書類(在留カード等)の確認等に附随して国籍を確認した際に、そのリスク等を判断して取得しているものと思われます。外国PEPs該当性確認については、一律に全ての取引に際して顧客に対し国籍の確認を行う必要があるという趣旨ではないという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>外国PEPsの該当性は、国籍のみで判断されるものではありません。その上で、国籍の確認については、規則第27条に定める方法により疑わしい取引かどうかを判断するために必要な範囲で顧客に対する質問等により行われるものであり、全ての取引について一律に義務付けるものではありません。</p>
20	「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」III-2-6-(1)②二.d.	<p>1. 改正法においては、既存の顧客(施行日前に取引時確認を行っている顧客)対応に関する経過措置について定めがありませんが、施行日時点において、すべて既存顧客について、外国PEPs該当性の確認を完了しておかなければならないこととなりますでしょうか。</p> <p>2. 新規顧客及び既存顧客への確認方法として、「外国PEPsに該当しないこと」を独立の確認項目として明示した上、顧客から申告を受けることまでが必要でしょうか、または契約書面に顧客の義務として(外国PEPsに該当する場合)宣誓義務を定め、契約書面の同意を得ておくことで足りるでしょうか(顧客から特段の申出がない限り、「該当しない」と取扱う)。</p> <p>3. 法人の実質的支配者の外国PEPs確認についてまで、遡って確認をすとなれば、直接の取引相手とは異なり、該当性確認も容易ではない場合が存在することが想定されますが、確認対象者の属性分類に応じた確認方法の変更などは認められますでしょうか。例えば、実質的支配者を把握できない場合は、法人代表者を該当性判断の対象とする等は許容されますでしょうか。</p>	<p>1. 外国PEPs該当性の確認は、特定事業者がその事業規模や顧客層を踏まえて、各事業者において合理的と考えられる方法により行われるものであり、商業用データベースを活用して確認する方法のほか、インターネット等の公開情報を活用して確認する方法、顧客等に申告を求める方法等が考えられますが、施行日時点において、全ての既存顧客について外国PEPs該当性の確認を完了しておかなければならないものではありません。</p> <p>2. その実効性が確保されていることが前提ですが、ご質問にあるいずれの方法も、特定事業者がその事業規模や顧客層を踏まえて、各事業者において合理的と考えられる方法であれば、問題ありません。</p> <p>3. 代表者等が然るべき確認をしてもなお、資本関係が複雑であるなどのやむを得ない理由により顧客等に係る規則第11条第2項第1号若しくは同項第2号又は同項第3号に該当する者を把握できない場合には、法人を代表し、その業務を執行する者を実質的支配者として申告を受けることは認められます。したがって、その場合には当該者が外国PEPs該当性判断の対象となります。</p>

No.	項目	コメントの概要	金融庁の考え方
21	「貸金業者向けの総合的な監督指針」II-2-5(1)①ホ、	<p>改正犯収法命令案のパブリックコメント42番では、極度方式貸付に際して外国PEPsであると判明した場合は、厳格な取引時確認を行わなければならないとある。施行後、外国PEPsとの特定取引(極度方式貸付)において厳格な取引時確認を行うためには、顧客である会員に対して、ATM出金を極度額の範囲内で認めている以上、施行以前・または事後合理的な範囲で、全会員について、申告または商業用DBによる照会をしなければならないとも考えられる。</p> <p>しかし、「取引時確認に際して」という観点から合理的な期間で全会員のPEPs確認を行うことは、商業用DBによる照会を行うことを除き、顧客への貸金停止を行わない限りは、実務的には対応が困難である。(他方、施行以前に顧客へ申告を求めることは、法的根拠がなく顧客の理解を得られない。また、取引時確認済みの顧客に対して施行日以降に取引の都度、取引時確認済みの確認に加えて、外国PEPsであるか否かの確認をするのも現実的ではない。また改正犯収法命令案のパブリックコメント40番では事後的に確認を行うことも認められている。)極度方式貸付については、極度方式基本契約締結時に取引時確認を実施しており、また、クレジットカードの付帯商品として、クレジットカード交付契約締結時に取引時確認を実施している。</p> <p>従って、極度方式貸付については、特定取引であるものの実態として基本契約に基づく個別取引であることから、外国PEPsであることの確認は、</p> <p>①施行後、クレジットカード入会時、または極度方式基本契約締結時に、可能な限り申告を受付するかDBにて照会を行う</p> <p>②顧客との継続的な精査という観点でも、約款や契約書等の定め+会員への告知媒体(HP等や変更届等)で申告を求める</p> <p>③DBを購入可能である場合は、定期的な照会を行う</p> <p>といった上記いずれかの体制等を構築することが、クレジットカードおよびキャッシングの事業特性を考えると合理的であり、要件を充足すると考えるが妥当かお教え願いたい。また、この場合、極度方式貸付けを停止する必要はないと考えていいか。</p>	<p>犯収法令上、外国PEPsの確認方法は定められていませんが、継続的契約に基づき顧客と取引関係を維持する場合には、契約継続中に顧客属性が変化する可能性に留意した確認方法とすることが適当と考えています。この点、改正法施行後に新規に極度方式基本契約を締結する顧客について①から③までの措置をとる方法、施行前に既に極度方式基本契約を締結済の既存顧客について②及び③の措置をとる方法で確認することは手法の一つとして考えられます。①から③の措置をとる方法で確認する場合、必ずしも極度方式貸付けを停止する必要はありません。</p> <p>なお、正当な理由なく申告に応じない顧客との取引については、犯収法第5条に基づく義務の履行の拒否及び同第8条に基づく疑わしい取引の届出の可能性を検討する必要があります。</p>
22	「貸金業者向けの総合的な監督指針」II-2-5(1)①ホ、	<p>外国PEPsである顧客と極度方式貸付けに係る契約を締結する場合の取引時確認は、当該貸付け前に確認を求められるものではなく、事後的に商業データベース等を用いて確認し、外国PEPsに該当した場合、犯収法第4条第2項で求められる対応をすればいいという理解でいいか。</p>	<p>顧客が外国PEPsであるかどうかの確認は、必ずしも契約締結前に完了しなければならないものではなく、契約締結後、合理的な期間内に確認することも認められます。</p>
23	「貸金業者向けの総合的な監督指針」II-2-5(1)①ホ、d.	<p>「外国PEPsに該当する顧客等との取引」とされているが、「外国PEPsに該当する顧客等との間で行われる特定取引」とすべきではないか。</p>	<p>ご指摘を踏まえ修正します。</p>
24	「貸金業者向けの総合的な監督指針」II-2-5(1)①ホ、d.	<p>「犯収法施行令第12条第2項に定める、犯罪による収益の移転防止に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国又は地域に居住し又は所在する顧客等との取引等」とされているが、「～特定取引等」とすべきではないか。</p>	<p>ご指摘を踏まえ修正します。</p>
25	「事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係 7 不動産特定共同事業関係」7-6(1)②b	<p>外国PEPs該当性、顧客の行っている事業等の顧客属性等その他の事情を考慮すべき際に必要な情報ソースが、不動産特定共同事業者には現状見当たらない。方法としては、犯収法新規則へのパブリックコメントのとおり、ネットでの公開情報の確認や、例えば国内居住者かつ国内銀行口座を開設している者である等の方法で良いか。</p>	<p>顧客等が外国PEPsに該当するかどうかの確認は、商業用データベースを活用して確認する方法のほか、インターネット等の公開情報を活用して確認する方法、顧客等に申告を求める方法等が考えられ、特定事業者の事業規模や顧客層を踏まえて、各特定事業者において合理的と考えられる方法により行われることとなります。</p> <p>但し、確認対象は、国内居住者や国内銀行口座を開設している者に限定されるものではありません。</p>
▼ 疑わしい取引の届出			
26	「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」III-2-6(1)③二	<p>システム・マニュアル等により、疑わしい顧客や取引等を検出・監視・分析するとの規定は、犯収法の規定に無い為、削除して頂きたい。特に「システムによる検出・監視・分析」については、その構築及び運用に相当の費用及び人手を要することになり、犯収法の規定から加重されていると思われる。</p>	<p>一例として示したものであり、必ずしもシステムによることを求めるものではありませんので、原案のとおりとさせていただきます。なお、犯収法に基づく疑わしい取引の届出を的確に実施するための態勢整備に当たっては、マニュアル等が整備されるのが通常と考えています。</p>

No.	項目	コメントの概要	金融庁の考え方
27	「事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係 7 不動産特定共同事業関係」7-6(1)②a	「システム・マニュアル等により、疑わしい顧客や取引等を検出・監視・分析する態勢を構築すること」とあるが、従前のとおり、社内規則が整備され、実際に担当者やその上司である役員による取引時確認や、内部監査等を行うコンプライアンス担当者による監督がなされていれば、問題がないか明確にして頂きたい。	「システム、マニュアル等により」は、態勢整備の一例を示したものであり、既に疑わしい顧客や取引等を検出・監視・分析する態勢が構築されているのであれば問題ないと考えられます。但し、態勢整備に当たっては、マニュアル等が整備されるのが通常と考えています。
▼ 一般的事項その他			
28	「保険会社向けの総合的な監督指針」II-4-8-2(3)	主な着眼点に記載されている事項、特に(3)について、保険募集人はその規模、特性にかかわらず保険会社の指導、管理またはマニュアルに従った取引時確認等を行うことで足り、例えば(3)2、3または7に記載された社内態勢を整備する必要はないか。	ご指摘の着眼点は保険募集人に直接適用があるものではありませんが、保険募集人については保険会社の指導等に従い態勢を整備するなど、適切に取引時確認等が実施されるようにする必要があります。
29	「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」全般	犯収法では、努力義務となっている措置が、監督指針では義務レベルに加重されているよう思われる為、「努める」もしくは「努めているか」等の語句を使用することにより、あくまで努力義務であることを明確にして頂きたい。	努力義務の事項を含めて、犯収法で求められている事項を実施するに当たり、どのような態勢整備を行っているかという態勢面に着目した着眼点としていますので、原案のとおりとさせていただきます。
30	全般	改正案5頁の「このほか」から始まる段落2行目の「敷居値」は、「閾値」ではないか。	これまでも「敷居値」との表記を用いてきましたので、本改正においても同様としております。
31	全般	金融機関全てについて、自らの機関において法人(会社法人や医療法人、NPOその他等)に関しての取引等を行う際は、必ずその法人の名称等と合わせて法人番号を提示させるようにする事を求めたい。(ATMやインターネットバンキング等でも。)これにより、法人名義の犯罪の多くが消滅する事が期待出来るので、有期の期間を定めてすぐさま行っていただきたい。(法人と思しき名称なのに法人番号が無きものは即怪しいと見られるようになり、また法人番号提示が行われていれば国税庁その他の法人番号情報サイトで即座に確認が行えるようになるので。)また、「テロ資金供与」は「組織犯罪者への資金供与」の様な文言の方が良いと考える。この文言は「公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律」(テロ資金提供処罰法)から来たのであろうが、しかし「テロ」はあまりに有形力を使った暴力的行為に限定され過ぎており、故に該当するケースが少なすぎるので問題あると考える。これを「組織犯罪者への資金供与」という形で記述すれば、組織的詐欺集団や窃盗団、電子的詐欺グループについても容易に想像出来るのであり(この事は役職員の自戒にも有用である)、また問題が発生した際に捜査を行う上でも組織犯罪者となっているのであれば国際指定のあるテロ集団以外の国内グループと関連ある者であっても速やかに捜査が行える事が期待出来ると思われる。いくつかの国はテロ行為と関わっていたりもするのであるが、しかしそれらに対しての日本国内からの資金の流入は、「テロ資金供与」という形ではなく「組織犯罪者への資金供与」という形によって、多少迂回した形で行われる事が通常である。これらについては多くの場合、その関係性を見出す事が出来るのであるが、しかしここで組織犯罪者への資金供与が厳重に阻止されないのであれば、テロ行為を行う組織への資金流入は必然的に防げない事になる。また、詐欺や誘拐もテロと言っても差し支えないものなのであるが、しかし「テロ資金供与」の枠ではこれらを行う組織犯罪者への資金供与は定義的に防げないものである。であるので、「テロ資金供与」は「組織犯罪者への資金供与」の様な文言の方がより望ましい記述であると考え。この変更を行わなければ「実は組織犯罪者集団に資金を融通しているが、これらはテロまでは行ってないから定義に該当しない」という口実による問題ある資金供与を許す事になるのであるから、記述の変更を求めたい。	犯収法上、法人顧客に対する取引時確認は、当該法人の設立の登記に係る登記事項証明書や印鑑登録証明書等の提示を受ける等の方法によって行うこととされており、監督上の着眼点として、それ以上の措置を定めることは予定しておりません。  また、監督指針上、「テロ資金供与」という文言を使用している箇所がありますが、取引時確認等の措置その他の犯収法上の義務を的確に実施する態勢整備が行われているか否かを監督上の着眼点として記載しているものであり、「実は組織犯罪者集団に資金を融通しているが、これらはテロまでは行ってないから定義に該当しない」という口実による問題ある資金供与を許す事になる」とものではないと考えています。
32	全般	今回の監督指針改正に伴い、「犯罪収益移転防止法に関する留意事項について」(平成24年10月金融庁)を改正する予定はあるか。	改正する予定はありません。